

1ドル135円を突破したドル円相場

- ドル円は一時135.19円を付け、2002年1月に付けた135.15円を更新、20年ぶりの円安水準です。
- スピード調整は考えられますが、一連の円安は経済実体や金融情勢などでかなりの部分が説明可能であることから、年後半にかけても円安基調が継続すると見えています。

ドル円は2002年1月の安値を更新

6月13日、ドル円は一時135.19円を付け、2002年1月に付けた安値（135.15円）を更新し、20年ぶりの円安水準となっています（図表1）。3月以降の急速な円安は、①金融政策の方向性の違いを反映した日米金利差の拡大、②資源市況高騰による経常収支の悪化、を背景としたものと見えています。米国が高いインフレ率を前に金融引き締めを積極化しているのに対して、日本は毎営業日の指値オペ実施などで金融緩和姿勢を継続しています。円安と原油高を背景に日本の貿易収支は悪化基調にありましたが、原油市況が再上昇したことで一段と貿易収支の悪化懸念が強まっています。また、今後は農産品の価格上昇の影響も顕在化してくる見通しです。

6月14-15日には米連邦公開市場委員会（FOMC）、6月16-17日には日銀金融政策決定会合が開催されます。内容次第では更なる円安が進む可能性が高く、1998年8月につけた147.66円を目指す値動きも予想されます。

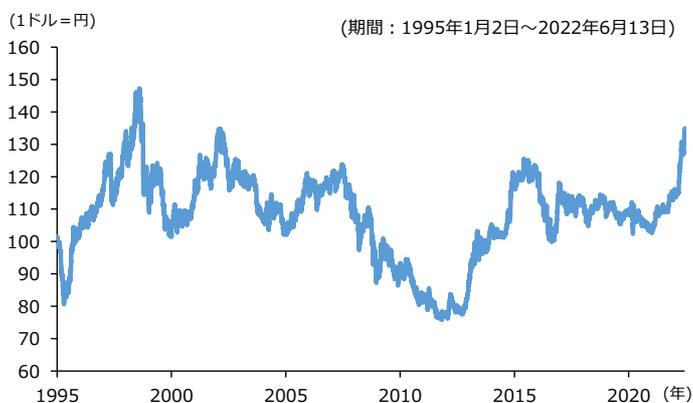
一連の円安はかなりの部分が説明可能

日本では円安による不満が多く聞かれるようになりました。6月10日に、財務省、金融庁、日本銀行は「国際金融市場に関する情報交換会合」を開催し、急速な円安の進行に対して憂慮している旨を示しました。確かに足元の円安は急速です。予想以上の値幅を伴いかねない状況であることもあり、為替介入も含めた政策的な対応の可能性は高いと考えます。

ただ、一連の円安は経済実体や金融情勢などでかなりの部分が説明可能です。例えば日米金利差とドル円レートの推移を見ても、乖離している印象はありません（図表2）。短期的なスピード調整は考えられますが、年後半にかけても円安基調が継続すると見えています。

円安に歯止めをかけうるファンダメンタルズ（経済活動の状況を示す基礎的な要因）の変化としては、①米国の利上げ幅縮小、②日本の金融緩和政策の修正、③資源市況の反落、④インバウンド収入の回復、などが考えられます。いずれも短期的には実現が難しそうですが、政策金利が中立金利を上回る過程では④が意識されるでしょうし、米景気の減速懸念が強まれば資源市況にも影響が及ぶでしょう。年末頃には日銀執行部人事が判明すると見込まれます。これらが見えてくる過程で、ドル円相場は反転に向かうと見えています。

図表1 ドル円レートの推移



(出所) Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

図表2 日米金利差とドル円レート



以上 (調査部 ストラテジスト)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの配分方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入金額 (購入価額 × 購入口数) × 上限3.85% (税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担: 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

＜本資料に関するお問い合わせ先＞

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)